**○関東地方整備局告示第百四十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第千二百七十九号久喜都市計画、蓮田都市計画及び幸手都市計画下水道事業古利根川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十二年九月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

**○関東地方整備局告示第百四十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十五年建設省告示第千百九十六号東京都市計画緑地事業第六・二十号祖師ヶ谷公園

三　事業施行期間　自平成元年三月二十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成元年建設省告示第六百六十五号、平成二年建設省告示第四百十二号、平成二年建設省告示第千五百五十六号、平成三年建設省告示第千七百四十五号、平成三年建設省告示第二千百四十七号、平成四年建設省告示第千五百八十五号、平成六年建設省告示第千七百六十二号、平成七年建設省告示第千八百四十五号、平成八年建設省告示第千五百三十四号、平成九年建設省告示第千五百六十一号、平成十年建設省告示第千六百四号、平成十一年建設省告示第千九百七十五号、平成十四年関東地方整備局告示第二百八十八号、平成十六年関東地方整備局告示第百三十八号、平成十七年関東地方整備局告示第三十七号及び平成二十一年関東地方整備局告示第百八十一号の事業地のうち東京都世田谷区成城九丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都世田谷区上祖師谷三丁目、上祖師谷四丁目及び成城九丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十五年建設省告示第七百九十六号東京都市計画緑地事業第四号善福寺川緑地

三　事業施行期間　自昭和三十五年三月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区荻窪一丁目、成田西一丁目、成田西三丁目、成田西四丁目、成田東二丁目、成田東三丁目及び成田東四丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十年建設省告示第千七百三十三号八王子都市計画公園事業第五・五・二号小宮公園

三　事業施行期間　自昭和六十年十二月十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和六十年建設省告示第千七百三十三号、平成二年建設省告示第五百五号、平成七年建設省告示第五百四十四号、平成十年建設省告示第二十号及び平成十四年関東地方整備局告示第八十五号の事業地のうち東京都八王子市大谷町及び暁町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都八王子市大谷町及び暁町二丁目地内

**○関東地方整備局告示第百五十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月三十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中都市計画公園事業第七・六・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号、昭和三十三年建設省告示第九百九十号、昭和三十四年建設省告示第千五百八十六号、昭和三十八年建設省告示第八百十三号、昭和四十三年建設省告示第七百一号、昭和四十六年建設省告示第五百九十六号、昭和五十一年建設省告示第四百二十九号、昭和五十六年建設省告示五百三十六号、昭和六十一年建設省告示第三百五号、平成三年建設省告示第五百八十七号、平成七年建設省告示第千八百四十四号、平成十年建設省告示第二十一号、平成十四年関東地方整備局告示第八十六号及び平成十六年関東地方整備局告示第五十六号の事業地のうち東京都小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都府中市多磨町二丁目及び多磨町三丁目並びに小金井市前原町一丁目、前原町二丁目、中町一丁目及び東町五丁目